

居宅介護支援 重要事項説明書

指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の提供開始にあたり、厚生省令第38号に基づき当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	医療法人 社団 創健会
法人所在地	島根県松江市上乃木三丁目4番1号
代表者名	理事長 内藤 篤
連絡先	電話 0852-27-8111

2. 利用事業所の概要

名称	居宅介護支援事業所かけはし
種別	居宅介護支援
所在地	島根県松江市上乃木二丁目27番21号
管理者	森山 恵
連絡先	電話 0852-22-7500
営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
休日	日曜日、祝日（振替休日を含む）、12月31日から1月3日
実施地域	松江市
事業者番号	3270103918
第三者による評価の実施状況等	なし

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 目的

要介護状態にある者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が利用者の自立支援、状態の悪化の防止を促進するために計画的、総合的に支援を継続し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の介護支援専門員（以下「従業者」という。）は、事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等については、複数の事業所の紹介を行い特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。又ケアプランに位置づけた事業所においては、理由を求めることができます。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 従業者の職種及び員数、勤務体制の確保、職務の内容

(1) 従業者の職種、員数

- ・管理者 1名以上
- ・介護支援専門員 1名以上

(2) 勤務体制の確保

介護支援専門員を1名以上確保します。

(3) 職務の内容

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。事業の管理に支障がない範囲で敷地内の他の事業所の職務を兼務することができます。

2 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたります。

5. 営業日及び営業時間

上記「2. 利用事業所の概要」のとおりです。

6. 事業の内容及び利用料その他の費用の額

(1) 事業の内容

提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとします。

- ① 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとします。
- ② 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。
- ③ 利用者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとします。

(2) 利用料その他の費用の額

居宅介護支援の利用について、公的介護保険の適用がある場合には、居宅介護支援の利用料金の金額が公的介護保険から給付され、利用者の自己負担はありません。なお、居宅サービスの利用については、居宅サービス事業者に対するサービス利用料金が別途発生します。

2 利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、事業者が法定代理受領することができない（償還払いとなる）場合には、利用者は事業者に対し、下記居宅介護支援の利用料金の支払いが必要となります。その場合には、事業者は利用実績に基づいて居宅介護支援の利用料を請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。利用者は後日居宅介護支援提供証明書及び領収書を利用者の住所のある市町村の窓口にて提示すると、下記居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることができます。

	要介護状態区分	居宅介護支援料金
	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
	その他の加算	
	初回加算	3,000円
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
	退院退所加算（カンファレンス無し）連携1回	4,500円
	退院退所加算（カンファレンス無し）連携2回	6,000円
	退院退所加算（カンファレンス有り）連携1回	6,000円

退院退所加算（カンファレンス有り）連携2回	7,500円
退院退所加算（カンファレンス有り）連携3回	9,000円
通院時情報連携加算	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算 1月に2回限度	2,000円

注) 当該事業所の介護支援専門員が、介護保険法に定める居宅介護支援を適切に行っていない場合や、介護支援専門員1人当りの利用者の取扱件数によって減算として上記居宅介護支援の利用料金を変更される場合があります。

- 3 契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令（以下、「介護保険関連法令」とします。）の改正により、居宅介護支援の利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改訂後の金額を適用します。この場合には、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改訂後の金額を通知するものとします。

(3) 交通費その他の費用

従業者が居宅介護支援を提供するための、利用者の居宅を訪問する際に係る交通費については、上記「利用事業所の概要」に記載する居宅介護支援の通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

- 2 上記「利用事業所の概要」に記載する居宅介護支援の通常の事業の実施地域以外の利用者は、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払います。その場合の実費は、往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費〔20円/km〕（消費税込）、有料道路代、通行料です。

注) 従業者の移動手段は、地域により異なります。

7. 通常の事業の実施地域

上記「2. 利用事業所の概要」のとおりです。

8. その他運営に関する重要事項

(1) 居宅介護支援の提供方法

指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行います。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行います。
- ④ 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用し、解決すべき課題に対応するための居宅サービス原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、その開催場所は事業所内、その他必要と認める場所において開催します。
- ⑥ 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付します。

- ⑦ モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者
に面接を行い、その結果を記録します。
- ⑧ 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更
の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催します。
- ⑨ サービス担当者会議開催の日程調整を行ったにも拘わらず、サービス担当者の事由
により会議への参加が得られない場合は、サービス担当者への照会等により意見を
求めるものとします。
- ⑩ 病院又は診療所に入院する必要がある場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先
を当該病院又は診療所へ伝えてください。

(2) 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議
し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(3) 秘密保持等

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 2 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる
ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容
とします。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報や、また緊急時・災害
時において生命、身体の保護のため利用者の安否情報を行政に提供することがあります。

(4) 成年後見制度の活用支援

事業者は利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法
や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

(5) 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
- ② その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は当該事業所の従業者又は擁護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人
など利用者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
速やかに市町村へ通報します。
- 3 他のサービス事業所や行政機関との連携を図ります。
- 4 利用者又は家族の声を聴取し、身体的・精神的なサインを見逃さないように支援します。
- 5 教育・協議の場を設けて継続的に取り組みます。
担当者 身体行動制限廃止・虐待防止委員会委員

(6) 苦情処理

利用者及びその家族は、事業所の提供する事業等に対し苦情がある場合は、いつでも専
用窓口申し立てることができます。

2 事業所の管理者は、居宅介護支援等に関する相談・要望又は苦情について常設の窓口を設け担当者を選任し、担当者は以下の手順に従い対応を行います。

苦情担当者 管理者

電話番号：0852-22-7500

(対応手順)

- ① 担当者は、居宅介護支援等に関する相談・要望又は苦情内容について状況を調査します。
 - ② 担当者は報告書を作成し、管理者へ報告します。
 - ③ 管理者は、法人管理会議に報告し、改善を検討します。
 - ④ 事業所において再発防止のための改善策を決定します。
 - ⑤ 事業所による決定が困難な重要案件については、法人部署管理者、関係行政機関との協議を行います。
- 3 利用者及びその家族は、介護保険法に基づき市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に対し、苦情を申し立てることができます。
- 松江市役所 介護保険課 電話番号：0852-55-5689
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電話番号：0852-21-2811
- 4 利用者及びその家族は、前各項の苦情申し立てについて一切の不利益を被ることはありません。

(7) 事故発生時の対応

従業者は、以下のとおり事故の発生及び再発の防止に努め、発生の際は速やかに対処します。

- ① 居宅介護支援の提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者家族へ連絡するとともに、法人内の事故調査委員会で事故原因の究明を行い、関係機関へ連絡し必要な措置を講じます。賠償すべき事由のものについては、速やかに損害賠償を行います。
- ② 事故防止対策に関する法人内で行う研修を年2回以上継続的に実施し、従業者等の専門性の向上に努めます。

(8) ハラスメント対策に関する事項

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(9) 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業所は、サービスの提供にあたり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(10) 事業継続計画（BCP）の策定等に関する事項

事業所は事業継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(11) 居宅介護サービス計画のうち訪問介護等の占める割合

当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	25%
通所介護	32%
地域密着型通所介護	15%
福祉用具貸与	76%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護事業所かがやき	13%
	こころねヘルプステーション嫁島町	12%
	学園ヘルパーステーション	10%
通所介護	ニチイケアセンター浜乃木	30%
	ツクイ松江古志原	30%
	きたえる一む松江古志原デイサービス	10%
地域密着型通所介護	健笑庵 のぎ	54%
	まる福デイサービス	14%
	デイサービス 敬愛苑	9%
福祉用具貸与	げんき堂 松江支店	34%
	ジョイ・ケアたいよう	22%
	ハピネライフー光 松江支店	15%

(集計対象期間) 2024年3月1日～2024年8月31日